

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 内定書や労働条件通知書等に記載された年収額の <u>35%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 内定書や労働条件通知書等に記載された年収額 (雇用期間が1年に満たない場合は当該期間の賃 金総額) の <u>35%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。